

VII. 消費税増税に頼らず社会保障を拡充させること

1. 消費税増税・社会保障制度改革推進法を撤回すること

- (1) 社会保障は憲法 25 条に基づき国の責任で充実をはかるとともに、その財源は、低所得者ほど負担の重い消費税ではなく、大企業や富裕層にこそ応分の負担を求めること。「税と社会保障の一体改革」を見直し、社会保障制度改革推進法やプログラム法の廃止、消費税増税は中止するよう関係機関に働きかけること。
- (2) 消費税率 10%引き上げを中止すること。また、当面、食料品・医療品など日常生活必需品を非課税とすること。
- (3) 法人税法定税率（現行 30%）を 1989 年水準（43.3%）に戻し、大資産家への優遇税制を正すこと。また、タックスヘイブンを利用した課税回避に対し有効な手段を講ずること。
- (4) 所得税については、生計費非課税の原則に立って、基礎控除の大幅な引き上げを行い、たんに増税となる税控除見直しは行わないこと。所得税・住民税の課税最低限度額を引き上げること。
- (5) 資産性所得課税の強化を図ること。株式配当への課税など、金融資産課税の軽減を元に戻し、分離課税ではなく、総合課税とすること。相続税の税率を大幅に増やすこと。
- (6) 中小企業に負担の重い所得型付加価値基準の導入など外形標準課税を強化しないこと。
- (7) 「社会保障・番号（マイナンバー）制度法」は、社会保障給付を絞り込むための仕組みであるとともに、個人情報に国が一括管理するものであり、ただちに運用を中止し廃止すること。

2. 国民の生存権を保障する生活保護制度を拡充すること

- (1) 国民の「生存権」を侵害する 2013 年生活保護改正は抜本的に見直すこと。国会答弁での「現行の運用を変えるものではない」の趣旨を踏まえ法改定前の運用で行うよう現場に徹底するとともに、元の条文に戻す改正を行うこと
- (2) 生活困窮者自立支援法により生活保護の申請権を阻害しないよう徹底するとともに、各事業の国庫補助率を上げ、セーフティーネットとして全国で実施されるようにすること。また、申請者に対する申請書交付拒否、プライバシー侵害の一括同意書の徴収など、「面接水際作戦」がなくなるよう必要な指導を行うこと。
- (3) この間の生活扶助基準の引き下げを撤回し、住宅扶助基準の引き下げ、冬季加算の削減、老齢加算などの回復・復活をはかり、引き下げられたナショナルミニマムを回復すること。また、2018 年 10 月から予定されている生活扶助費の削減は行わないこと。
- (4) 生活保護基準改定にあたっては、現在の第 1・十分位層との比較方式を抜本的に見直すこと。また、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議を確実に実行し、憲法が保障するナショナルミニマムが国の責任において維持されるよう十分に留意すること。
- (5) 「医療扶助の制限」や「調査・指導権限の強化」として、資産調査の拡大は行わないこと。また、一律 1 年に 1 回の資産申告を求める実施要領の改正は撤回すること。あわせて生活保護利用者の基本的人権に係る自己決定権を尊重し、生活保護法「改正」に伴う後発薬（ジェネリック医薬品）の義務づけを廃止すること。
- (6) 職員による不適切事案とされた小田原市ジャンパー問題を教訓にし、「受給者の立場や心情を理解し、支援が必要な人に確実に保護を実施」するために必要な生活保護の実施態勢を確保し、セーフティーネットとしての生活保護制度を確立するため、生活保護ケースワーカーの担当世帯標準数を 60 対 1 に改善すること。また、標準数では実効性に乏しいため法定数に戻すこと。
- (7) 生活保護制度に対する国の責任を堅持するとともに、生活保護に関する扶助費・人件費等を交付税措

置ではなく全額国庫負担とすること。

- (8) 「東北地方太平洋沖地震による被災者の生活保護の取扱いについて」(平成 23 年 3 月 17 日・同 29 日・5 月 2 日付け通知)に基づき、その後の熊本地震・西日本豪雨などの被災者に対する適切な生活保護を行うこと。
- (9) 生活保護への有期保護制度の導入や、医療費一部自己負担制度の導入を行わないこと。
- (10) 生活保護申請にあたりリバースモーゲージによる貸付の優先は行わないこと。
- (11) 一定額以下の貯金・財産の保有を認め、自立につながる生活保護制度に改善すること。
- (12) 生活保護法本来の運用を徹底し、漏給をなくすため、「ホームレスに対する生活保護の適用について」(平成 15 年 7 月 31 日付厚生労働省保護課長通知)「雇用状況悪化に対する福祉事務所の相談援助体制について」(2008 年 12 月 22 日付、東京都)などに基づく運用を行なえるよう、国として自治体との連携をすすめること。
- (13) 生活保護基準の削減が最低賃金、就学援助、住民税非課税限度額等に影響を及ぼさないよう必要な措置を行うこと。

3. 安心できる介護保障制度への改善と、介護関係労働者の処遇を改善すること

- (1) 国の責任で介護保険制度のサービス基盤の拡充を図り、住民が費用負担の心配なく必要なサービスを受けられるようにすること。当面、利用料を原則 1 割に還元すること。
- (2) 次期介護報酬の改定にあたっては、2015 年の大幅なマイナス改定に伴う介護事業への影響に鑑み、「事業経営の安定性の確保」「介護サービスの充実・質の向上」「介護従事者の抜本的な処遇改善」に資する水準の報酬とすること。
- (3) 介護保険制度の拡充、保険料引き下げ、介護労働者の安定確保と適正な労働条件整備のため、介護保険財政に対する国の負担割合を 5 割から 7~8 割に引き上げるとともに、以下を実施すること。
 - ① 大幅に縮小された保険料の低所得者対策を計画通り実施すること。さらに標準保険料は 5 千円以下とすること。
 - ② 現役並み所得の利用者への「3 割負担導入」と一般世帯の負担上限額引き上げは行わないこと。
 - ③ 生活援助の基準・報酬切り下げ、福祉用具貸与費の上限額設定は行わないこと。
 - ④ 介護福祉士の国家試験の受験のための条件として、介護保険適用者の対応だけでなく、介護保険適用となっていない介護予防の高齢者の対応を行う労働者の実務時間についても含めるよう改善すること。
- (4) 介護労働者の処遇改善と人材確保のため以下を実施すること。
 - ① 介護労働者の賃金を、時間額 1500 円、年収 300 万円以上とすること。処遇改善加算・調整交付金の財源は一般財源で別枠確保すること。
 - ② 介護施設の面積・定員等の基準については「地方分権」「規制緩和」の名による自治体裁量とせず、国として最低基準を厳守すること。
 - ③ 介護施設の人員配置基準を 3 対 1 (実態は 2 対 1) から 1 対 1 に引き上げること。夜勤は 3 交代複数配置を原則にすること。
 - ④ ホームヘルパーの登録型雇用は廃止すること。施設への派遣労働は禁止し直雇用とすること。
 - ⑤ 介護職員の過重労働の要因ともなっている複雑な文書業務の簡素化を図ること。また、ケアマネージャーや介護福祉士の研修費等については公費で賄うこと。
- (5) 「地域支援事業」「新総合事業」について以下を実施すること。
 - ① 財源を抑制していくやり方は取りやめ、自治体に必要な財源を確保すること。
 - ② 地域包括支援センターを委託する場合は、非営利法人とし、営利法人への委託は禁止すること。
 - ③ 訪問型サービス・通所型サービスについては、無資格労働者の活用を行わないこと。

- ④ 多様なサービスは専門職のサービスを補完するものとして、要支援認定を受ければ自立支援のために両方活用できることを自治体・利用者に周知徹底すること。
 - ⑤ 専門職によるサービスが必要かどうかは、身体介護・生活援助などの形態ではなく、利用者の個別の状況・ニーズにより判断することを自治体に周知徹底すること。
 - ⑥ 専門職か地域支え合いサービスを利用するかの選択・決定権を利用者に認めること。
 - ⑦ 介護保険からの「卒業」を強制する方向に導く、自立支援の自治体への財政的インセンティブについては廃止すること。結果として起きている自治体窓口での申請抑止や当事者間で合意されたケアプランへの保険者からの介入・助言は、介護保険制度の根幹に関わるものであり、最小限に留めること。やむを得ない場合事由による介入・助言は、真に必要な支援が提供されているかという視点のみで行うよう、各自治体に徹底すること。
- (6) 介護施設の基盤整備・充実について以下を実施すること。
- ① 特別養護老人ホームへの入所資格要件を元に戻し、必要とするすべての待機者問題を解決するため、緊急に整備計画を立てるとともに、補助額を増額すること。
 - ② 都市部での待機者問題の解決のため、小規模特養ホームの運営費を助成すること。
 - ③ 特養ホーム入居希望者に不当な所得・資産制限を行わないこと。
 - ④ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）にも、介護保険施設同様に食費・居住費の減額制度を適応させること。
 - ⑤ 自立（非該当）と要支援Ⅰ、Ⅱの高齢者を混在させて介護サービスを行うにあたって、専門の設備を備えた施設と専門職としての介護労働者の配置を行うことを制度化すること。
- (7) 自治体による「同居家族」「外出」「通院介助」「福祉用具」等に対する、行き過ぎた利用制限を是正すること。
- (8) 利用者・介護労働者の安全・安心を確保するために、医療的ニーズの高い利用者に対しては、看護師等の増員を図り、介護労働者に医療行為を行わせないこと。
- (9) 介護の質向上のため、常勤換算方式については、正規職員雇用を基本とした人員配置基準に改めること。
- (10) 人事考課・総人件費抑制につながるキャリア段位制度は見直すこと。
- (11) 介護事業所における労働基準法令遵守、育児・介護休暇制度の実施を徹底すること。労働安全衛生委員会の設置・衛生推進委員の選出を徹底するよう指導すること。
- (12) 大阪北部地震や西日本水害、北海道胆振東部地震など、災害により被災した介護保険の被保険者に対する利用料の減免期間、食費及び居住等に関する軽減の適用期間を延長すること。

4. 障害者福祉施策を拡充し、障害者の暮らしと人権を守ること

- (1) 2016年に改正された障害者総合支援法・児童福祉法は、自立支援法違憲訴訟和解の「基本合意」文書や「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を踏まえたものになっていないことから、基本合意の実現に向けて、障害者ら当事者の意見を十分に反映させるとともに、制度の運営にあたる市町村の意見も踏まえ引き続き検討すること。
- 制度見直しにあたっては、「財源問題」や「持続可能性の高い制度」からではなく、「障害福祉サービスはどうあるべきか」という視点で、障害者権利条約に基づき、障害者の生活に不可欠な制度を構築し、必要な財源を確保するという立場に立つこと。
- (2) 社会保障に対する国の責任放棄や、障害福祉サービスと介護保険サービスの統合につながる「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現ではなく、憲法が定める国の社会保障に対する責務を堅持し、障害福祉サービスの介護保険制度の統合は行わないこと。また、共生型サービスについては、サービスの質の確保を図ること。

- (3) 高齢障害者が安心して生活ができるよう、介護保険制度優先適用規定を撤廃し、65歳以前からの障害福祉サービスの利用水準を維持できるよう、制度を構築すること。2018年度から実施された償還払いによる高齢障害者の利用負担軽減は、当事者にも市町村にも煩雑な仕組みとなるため、抜本的に改めること。
- (4) 自立支援給付費の国庫負担基準を廃止し、市町村の実支出額の4分の3を国・都道府県が負担するしくみとして、必要な財源を確保するよう努力すること。障害福祉関連予算について、少なくともOECDの中間位以上に位置するような分配率となるよう予算を確保するとともに、国民の障害者への理解を高める政策を推進すること。
- (5) 現在は地域生活支援事業の必須事業である移動支援事業について、自立支援給付の個別給付に位置付けること。
- (6) 障害者の所得保障について、障害基礎年金の増額を含め、抜本的に改善すること。
- (7) 2018年度報酬改定で報酬が大幅に減額された放課後等デイサービス事業について、早急に新たな指標による評価方法を見直し、適切に障害児支援を行っている事業所が事業を継続できるよう、報酬体系の改善を実施すること。また、利用者支援と施設経営に大きな弊害をもたらしている報酬の日額払いを月額払いに戻すこと。

5. 年金制度の改悪を中止し、国庫負担での最低保障年金を創設すること

- (1) 全額国庫負担による最低保障年金制度を創設することにより、無年金者をなくすこと。低年金者への加算を増やし、若者が将来に希望の持てる年金制度にすること。無年金・低年金者に対しては、当面、国庫負担分3.3万円を支給すること。また、年金支給開始年齢の引き上げなどの制度改悪は行わないこと。
- (2) 基礎年金への国庫負担率を引き上げること。生存権を脅かし、さらなる減額に道をひらく年金2.5%の引き下げ改悪法を廃止し、支給額を復元すること。毎年の年金を削減する仕組みである「マクロ経済スライド」は廃止すること。
- (3) パート、派遣、契約社員など非正規雇用で働く人たちの厚生年金加入の加入にあたっては、可処分所得の減を考慮し賃金・報酬の引き上げを行うよう義務付けること。
- (4) GPIFによる株式運用をやめること。また、これまで運用により生じた巨額の損失は年金受給者・国民に押し付けることなく、国の責任で給付水準を維持すること。
- (5) 年金機構の個人情報流失や年金過少払い問題など、年金制度運営に対する公的責任を回復するうえで、年金機構を直営にもどし年金業務は国の責任で直接実施する体制をとること。
- (6) 旧社会保険庁職員の解雇を撤回し、業務に精通した職員を活用して国民の期待にこたえる年金業務体制を確立すること。

6. 国民のいのちと健康な暮らしを守るため公衆衛生機能を拡充強化すること

- (1) 義務付け・枠付けの見直しによる公衆衛生に対する国・自治体の公的責任を後退させないこと。
- (2) 「医療費の適正化（削減）」を目的とした現行の特定健診・特定保健指導などのハイリスクアプローチ政策を、「地域丸ごと健康づくり」を目的としたポピュレーションアプローチに改めること。併せて、市町村が主体となり推進するために、市町村公衆衛生の体制・機能は縮小・削減せず、よりいっそう強化すること。
- (3) 地方衛生研究所については、地域性、迅速性及び公共性の立場を守り、科学的・技術的中核機関として「地域保健法」等に必置機関として明記し、一層の充実を図ること。また、自治体直営を守り、広域連合や独法化は行わないこと。
- (4) 保健所の広域連合及び共同処理方式の導入は行わず、保健所の設置基準については「人口10万人に1カ所（政令指定都市については、1行政区に1カ所以上）」とし、公衆衛生医師の複数配置を始めと

する保健所専門職員の充実を図るなど、保健所を公衆衛生の第一線機関として拡充強化すること。また、中核市移管等による新たな保健所設置に際して、保健所として総合的に機能できるよう必要な支援を行うこと。あわせて、市町村保健センターを公衆衛生行政機関として必置機関とすること。

- (5) 食品の安全を脅かす事件が多発する現状に鑑み、海・空港検疫所及び保健所の食品衛生監視員の大幅増員を図ること。
- (6) 環境衛生営業の形態の多様化により、当該営業施設に関する安全を求める要求が高まっている。また、違法な民泊への監視・指導を強化するため、環境衛生監視員を大幅に増員し、監視体制を強化すること。
- (7) 医薬品・健康食品等に関する住民の要求に的確に対応出来るよう、薬務・食品・栄養に関わる職員を増員し、相談体制等を充実強化すること。
- (8) エボラ出血熱や MERS コロナウイルス、デング熱をはじめ、新興・再興感染症から住民のいのちと安全な暮らしを守るため、公衆衛生の第一線機関である保健所の増設及び人員・財源の拡充強化、並びに地方衛生研究所の人員・財源の充実・強化を急ぎ実施すること。
- (9) 公衆衛生の医学的判断の重要性等から「保健所長の医師資格要件の緩和規定」を廃止し、保健所長の医師規定を堅持すること。また、保健所長の兼務解消に努めること。
- (10) 母子保健体制の充実を図ることにより、育児力を高め、子育てしやすい環境整備を行い児童虐待の予防につなげること。そのために必要な保健師等、母子保健に関わる人員体制の充実を図ること。

7. だれもが安心して医療を受けられる制度を確立すること

- (1) 憲法・世界人権宣言や「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約」に基づく医療・保健を全ての国民に保障すること。「受益者負担・健康自己責任」主義を改め国民の医療・健康に対する国の公的責任を明確にすること。
- (2) 健保本人窓口負担をなくすこと。当面、速やかに、乳幼児から 18 歳まで及び 75 歳以上の医療費窓口負担無料化制度をつくること。かかりつけ医以外の受診に定額負担導入、自己負担上限の引き上げ、75 歳以上の窓口負担 1 割を 2 割とするなどの負担増や制度改悪を行わないこと。
- (3) 後期高齢者医療制度を廃止し、高齢者の医療費の負担軽減を行うとともに公的保険制度で必要な医療が受けられるよう医療保険制度の改善すること。
- (4) 診療報酬の包括制度（定額払い）及び患者負担を増大させる特定療養費化制度の拡大を中止するとともに、診療報酬制度の抜本的改善を図ること。
- (5) 株式会社の病院経営への参入、保険者と医療機関との直接契約、医療保険の給付範囲の縮小、患者申し出制度など混合診療の解禁、医師・看護師の派遣労働の解禁など、規制緩和の名による医療の市場化・営利化・産業化を中止すること。
- (6) 地域医療構想による病床削減や病床機能の分化・連携の押し付け、早期退院の強制につながる「一般病床（急性期）と療養病床（慢性期）への分離」など、実態を無視した画一的な病床再編政策を中止すること。住民や医療労働者を含む協議会等を設置し、地域の要求や実態を踏まえて地域医療計画を民主的に策定できるよう条件整備を行うこと。
- (7) 介護保険の実施に必要な療養型病床の整備目標は、当面、地域医療計画上の「病床規制」の枠外として確保するなど、医療と介護の両面で地域に必要な体制を確保すること。
- (8) 2018 年度から実施されている国民健康保険制度の都道府県単位化を中止し、国民健康保険への国庫補助の増額、保険料の引き下げ、減免制度の拡充、保険証の未交付問題の解決などを行うこと。また、市町村による法定外繰り入れを制限しないこと。
- (9) 医療保険財政の立て直しを図るため、世界一高い薬価や医療機器・材料の適正化、国保・健保への国庫補助の復元などを行うこと。政・官・業（財）の癒着を断ち切り、製薬業界等からの政治献金の禁止・官僚の天下り禁止等を行うこと。

- (10) 安全・安心の医療・看護を実現するために医師、看護師を大幅に増員すること。また、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」を抜本的に改定し、公務員看護師もその対象にすること。看護職員の配置基準を実態に即して見直すこと。
- (11) 2011 年の厚労省 5 局長の「看護師等の『看護の質』の向上に関する報告」、2013 年の厚労省 6 局長の「医療分野の『雇用の質』報告」や日本看護協会の「看護師の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」などを踏まえ、労働基準法が遵守される職場環境を整備すること。
- ① 診療報酬制度における「平均夜勤時間数」を 72 時間でなく、64 時間とし、月 8 回以内の夜勤を遵守すること。
 - ② 時間外研修など、賃金不払い超過勤務はただちに是正させること。
 - ③ 長時間（17 時間拘束）夜勤は、勤務間隔（インターバル）ゼロの連続 2 勤務と同じであり、やめさせること。
 - ④ 1 回の勤務時間は 8 時間以内とし、勤務間隔（インターバル）は 12 時間以上とすること。
 - ⑤ 夜勤・交代制勤務を行う看護師の労働時間を週 32 時間以内とし、当面 36 時間を実現すること。
- (12) 過労死や医療事故防止に必要な看護体制の確立や、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」・「基本指針」の趣旨等を踏まえ、国・自治体の責任で看護職員の増員・処遇改善の措置を実施すること。国・自治体はこれらに要する財源の援助を行うこと。
- (13) 「あらたな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン報告書」および「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」（医師の働き方改革に関する検討会）に記されているタスク・シフティング（業務の移管）の考え方については、医師不足の代替要員として看護師を利用することにつながる懸念があるため、先ずは現に行われている特定行為の縮小・廃止をすすめ、行為の安易な拡大に走らないようにすること。
- (14) 2018 年診療報酬の改定の実施が、結果として軽症患者の早期退院の強制など、住民の医療を受ける権利の妨げとならないよう留意すること。また、今以上に看護師に超過密労働を強いることの無いように留意すること。

8. 地域医療を守るため公立病院の充実を図ること

- (1) 憲法 25 条に保障される住民の権利が保障されるよう、地域医療の「最後の砦」ともいえる自治体病院の役割の発揮に必要な機能確保のための財政支援を強化すること。また、「公立病院に係る財政措置の扱いについて」（2017 年 4 月：総務省自治財政局通知）の一部改正を根拠に特別交付税の減額などを行わないこと。
- (2) エボラ出血熱・デング熱・ジガ熱などの感染症や大規模災害などの不測の事態に備え、自治体病院が住民のいのちと健康を守るための機能を発揮できるよう、施設・人員・体制・医療機器等を充実させる措置を講じること。地域医療の充実のため、自治体病院が地域の中核病院としての役割を果たせるよう、医療機器・設備等の拡充・整備を進めること。
- (3) 「新公立病院改革ガイドライン」による、自治体病院の統廃合や民間移譲などによる医療の切り捨てをやめ、住民要求に基づく医療体制の整備・拡充を行うこと。また、都道府県「地域医療計画」における保健・医療・福祉のネットワークを確立すること。
- (4) 医療従事者の確保・増員を行うこと。特に医師・看護師については緊急確保対策を講じること。深刻な地域の医師不足、特に産科・小児科などの医師不足の解消に向けた緊急対策を行うこと。
- (5) 過疎地・遠隔地医療をはじめ地域医療を確保・充実するため、医師・看護師をはじめメディカルスタッフなど医療従事者の確保・定着対策を抜本的に強化すること。特に、地域医療に必要な医師が不足し病院経営が深刻化していることから特別な対策を講じること。
- (6) 公設民営など病院の運営委託や、独法化、PFI などの導入、検査・給食業務等の委託・外注化を行

わず、直営で住民本位の医療を推進すること。

- (7) 地方公営企業法に定められた一般会計から企業会計への繰り出し基準を実態に即して改定し、自治体病院に採算第一主義の押し付けをやめ、一般会計繰入金について連結決算等による不当な圧力を加えないこと。住民本位の民主的な財政運営を推進するため、条件整備を進めること。
- (8) 「救急医療」「災害時医療」等の「政策医療」「不採算医療」及び職員の研修・研究費、診療基盤整備に対する国・自治体の助成措置を抜本的に強化すること。

9. 国と自治体の責任で、全ての子どもによりよい保育・学童保育を保障し、

安心して子育てできる環境整備を進めること

(保育基本要)

- (1) 憲法、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）、児童福祉法第1条並びに第24条第1項（市町村保育実施義務）などに基づき、国及び地方自治体は、子どもが豊かに成長、発達する権利を保障すること。
- (2) 入所を希望するすべての世帯の子どもが認可保育所に入れるよう、国、自治体の責任で整備すること。
 - ① 自治体が、公立および社会福祉法人立の認可保育所の新設や増改築を行うための予算措置を十分講じるとともに、公立保育所の施設整備費を復活させること。
 - ② 無認可保育施設の認可化や地域型保育の施設型保育への移行を促進すること。また、地方裁量型認可化移行施設は制度化を行わないこと。
 - ③ 過疎地に対し、子どもが減少しても公立保育所を維持し続けられる予算措置を行うこと。
- (3) 幼児教育・保育無償化は、国の責任で保育の格差是正及び質の向上を図ったうえで慎重にすすめること。
 - ① 基準のなし崩し的な引き下げにつながらないよう、指導基準を満たしていない無認可保育施設は無償化の対象とせず、基準の引き上げを優先すること。
 - ② 公立施設の負担割合は全額区市町村負担とせず、民間施設と同じ取り扱いにするとともに、財源については消費税とは切り離すこと。
 - ③ 待機児童がさらに増える可能性もあることから、保育施設の確保と質の向上を優先させること。
- (4) 「子ども・子育て支援新制度」については、国、自治体の責任ですべての子どもが等しく保育を受けられるように見直し、最低基準を抜本的に改善するとともに、施設・事業間の格差を是正すること。
 - ① 施設間格差を是正すること。
 - ② 企業主導型保育事業の基準を引き上げ、施設型保育の一形態として「子ども・子育て支援新制度」の枠内に入れること。
 - ③ 「子ども・子育て支援新制度」の予算を消費税に求めないこと。
 - ④ 1歳児、4、5歳児の最低基準を早急に改善するとともに、3歳児の15:1を最低基準とすること。
 - ⑤ 小規模保育所や自治体独自の保育施設などの基準を認可保育所と同等にすること。
 - ⑥ 各自治体が独自に行っている「上乘せ基準」の実態を調査し、最低基準を最上位の基準まで引き上げるよう努め、自治体に上乘せ基準の引き下げを求めるようなことは行わないこと。
- (5) 保育士不足を解消し必要な保育士を確保するため、国、自治体の責任で抜本的な対策を行うこと。
 - ① 保育は有資格者で行うことを基本とし、「保育の質」を確保すること。
 - ② 保育士の専門性を否定し、保育士等の配置基準の引き下げにつながる無資格者、教諭等の配置を認める「弾力化」、規制緩和は行わないこと。
 - ③ 保育士の賃金を改善するため、民間平均賃金との格差を抜本的に解消する特別対策を緊急に行うこと。
 - ④ 保育士の配置基準を抜本的に改善し、有資格者を配置し働き続けられる労働条件を確保すること。

- ⑤ 公立保育所の非正規保育労働者の実態を調査し、正規職員との「同一労働同一賃金」原則を踏まえた抜本的な賃金・労働条件の改善を行うこと。
- ⑥ 子育て支援員は、有資格者の配置基準を超えて配置する保育補助として配置すること。
- (6) 公立保育所を公立のまま存続させ、拡充を図ること。
 - ① 市町村の保育実施責任を後退させる公立保育所の民営化を行わず、公立保育所を拡充するよう助言すること。
 - ② 公立幼稚園の民営化及び、直接契約となる認定こども園化の誘導や押し付けを行わないこと。
 - ③ 待機児童解消策の上からも、公立保育所を積極的に活用できるよう、安心こども基金を公立保育所の新設・増改築、耐震化に支出できるようにし施設整備の対応を改善するなど、公立保育所向けの予算を拡充すること。
 - ④ 市町村が公立保育所を維持・拡充し続けられるよう、公立保育所運営費を民間保育所に対する委託費の支給と同様とし、施設型給付に組み入れること。
 - ⑤ 公私連携型保育所にかかわる公私連携保育法人について、公私連携型認定こども園と同様に営利企業の参入は認めないこと。また、市町村と公私連携型保育法人との協定締結・運営状況等について調査・公表すること。
- (7) 施設等の最低基準を改善すること。
 - ① 国を上回る保育士の配置や面積基準など、市区町村が保育の質の確保のために独自に定めている基準を尊重すること。また、保育の質の確保に関する基準の見直しなどについては、都道府県が設置する対策協議会の議論に委ねないこと。
 - ② 職員配置基準、面積基準、園庭の必置など「新制度」施行以前の基準を上回る最低基準に改め、そのすべてを「従うべき基準」とすること。
 - ③ 小規模保育事業、企業主導型保育事業など、すべての保育施設の定員に基づく保育従事者は有資格者とする。
 - ④ 3歳児未満の給食・調理業務の外部委託は認めないこと。
 - ⑤ 株主配当など営利を目的とする株式会社等の多様な事業主体の保育への参入を認めないこと。
 - ⑥ 建築基準法改正に伴う保育所の保育室に係る採光規定の見直しに関し、保育室が子どもたちにとって「明るくて、衛生的な環境」が保障されたものであるよう、自治体への監督・指導を行い、国としての責任を果たすこと。また、児童福祉法の主旨が十分に尊重されるよう、保育所施設の安易な基準緩和を容認しないこと。
- (8) 保育所等の運営費、施設整備費用を公費で十分に保障すること。
 - ① 公定価格について、運営実態を反映して引き上げし改善を図ること。また、保育所・幼稚園・認定こども園の施設間で不合理な格差をなくすこと。
 - ② 「施設型給付」を受給する施設と「地域型保育給付」を受給する施設の基準を同一に引き上げ、保育に格差が生じないようにすること。
 - ③ 保育所の新設、修理、改造、拡張又は整備などの施設整備費を公費で十分に保障すること。
 - ④ 公立保育所の運営や施設整備に関わる経費のうち、ナショナルミニマムを保障する上で必要となる保育士等の人員配置や施設の整備など、保育の最低基準を確保するために必要な経費については国庫補助負担金で保障すること。
- (9) 保育指針の「改定」により、保育の場を就学前の準備教育に狭めるのではなく、子どもの豊かな育ちの場として各施設における裁量を保障すること。そのうえで、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達目標にならないよう現場に周知するとともに、実態を把握し、適切に指導すること。国旗・国歌の取り扱いも強制にならないよう指導すること。
- (10) 施設利用や保育時間を改善すること。

- ① 保育時間の「標準時間」「短時間」の区分をなくし、11 時間に一本化すること。
- ② 直接契約施設において事業者が正式な利用申し込みを拒める「正当な理由」の内容について、市町村が保育実施義務を果たし、保育に格差が生じないように見直しを行うこと。
- ③ 育児休業取得により上の子を退園させることが無いように、国として必要な措置を取り、自治体等に周知すること。
- (11) 特別保育事業等（延長保育、休日・夜間保育）については自治体の責任を明確にし、地域の実態、保育要求に応じた実施ができるようにすること。
- (12) 障害児保育事業に、十分な財政保障をすること。

(学童保育基本要求)

- (1) 厚生労働省令で定める「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について「従うべき基準」を堅持し改善すること。
 - ① 「放課後児童支援員」資格を持った指導員を原則 2 名以上配置することと示す「従うべき基準」を堅持すること。
 - ② 「従事するもの」について、「保育士資格」に準ずる資格を制定すること。
 - ③ 「その員数」については、実施主体の市町村及び国の責任で例外を設けず「概ね 40 人」に対して複数の常勤職員を配置すること。
- (2) 学童保育（放課後児童クラブ）を、保護者の就労の保障と児童の健全な成長を育むため、開設日数・時間、指導員の体制、施設等を改善すること。
- (3) 地域や運営形態による格差を無くし、待機児童や大規模化を解消するため、国の責任で市町村への財政支援を特別に拡充すること。
- (4) 放課後児童支援員の賃金労働条件を専門職にふさわしく抜本的に改善すること。また、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」および「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」については、子どもの権利保障の立場で支援員等が働き続けられるよう交付金額を抜本的に引き上げること。さらに、手続の簡略化など改善し活用を促進すること。
- (5) 放課後児童支援員認定資格制度を改善すること。
 - ① 都道府県が実施している資格認定研修について、研修内容を学童保育にふさわしいものに是正を図ること。
 - ② 在職者が認定研修を受講する際に、自己負担・自己責任とならないよう、各自治体・事業主への周知を行うこと。
- (6) 子どもたちの成長に関わる学童保育に求められる専門性・持続性に鑑み、年限委託、指定管理者制度等に依らない、安定的な運営体制を構築すること。
- (7) 「放課後子供教室」について「放課後児童クラブ」との役割の違いを明確にし、それぞれの拡充を図ること。また、2つの事業について、職員が兼務することなど、事業の混同がないように、各自治体に周知し、誤った運営が行われている場合は是正指導をすること。

10. 憲法に立脚した民主的教育を進め、子どもの権利条約を生かし

教育・社会教育の条件を整備・拡充すること

- (1) 憲法の平和・人権・民主主義の原理に立脚した教育を進めること。「国を愛する態度」を押し付けるなど内心の自由を侵害しないこと。
- (2) 日本国憲法に反するとして、1948 年に衆・参議院で排除・失効決議が行われた「教育勅語」を教育教材として活用することを肯定した閣議決定（2017 年 3 月 31 日）は直ちに撤回すること。
- (3) 時の政府による教育への支配・介入を許す「改悪地方教育行政法」、大学の自治を否定する「改悪学校教育法」を改悪前に戻すとともに、憲法 19 条及び 26 条に違反する「改悪教育基本法」の具体化と

なる教育改悪を行わないこと。道徳教育の教科化、教科書検定の強化をしないこと。

- (4) 教育委員会の独立性を奪う首長権限の強化を中止すること。
- (5) 子どもの権利条約を生かし、第3回国連「勧告」を尊重し、「子どもの貧困」の克服と、豊かな成長・発達を保障するため、就学援助制度の適用範囲の拡大や準要保護児童生徒に対する入学前給付、学校給食の無償化をはじめとした子育て支援策を拡充すること。子どもの貧困対策法にもとづき、経済的支援、保護者の就労支援など実効ある対策を行うとともに、すべての子育て世帯に児童手当を拡充すること。いわゆる「こども保険」の導入は行わないこと。
- (6) 急増する児童虐待から子どもの人権を守るため、以下のことを緊急に実施すること
 - ① 急増する警察からの通告に対応する体制について、地方交付税によらない財政措置で児童相談所に構築すること。あわせて基礎自治体である市町村の相談体制も強化すること。
 - ② 一時保護所に入所している児童の教育権を保障するための措置を早急に講じること。
 - ③ 一時保護所の環境改善と体制強化、増設を速やかに実施すること。
 - ④ 児童養護施設等の小規模化の実現が図られるよう、適切な配置基準と環境整備に向けた十分な財源措置を図ること。
- (7) 侵略戦争を美化し、憲法を否定する教科書や教材を採択・使用しないこと。「日の丸・君が代」の自治体や教育現場への強制をやめ、教職員の内心の自由を認め不当な処分を撤回すること。
- (8) 行き届いた教育を行うため教育予算を増額すること。義務教育国庫負担金削減・一般財源化は行わないこと。私学助成の大幅増額を図ること。教育関係予算の一括交付金化を行わないこと。
- (9) 教育費無償化を前進させるため、以下の措置を講じること。
 - ① 学校納付金（給食費・教材費など）を無償にすること。
 - ② 高校生・大学生に対する無利子の給付制奨学金を拡充すること。返済中の奨学金利用者に対して、支援・減免措置を直ちに行うこと。
 - ③ 義務教育における準要保護児童生徒の就学援助の国庫負担金を復活させること。所得制限の引き上げや高校就学援助制度を創設するなど就学援助の拡充を行うこと。
 - ④ 大学における教育費を漸進的に無償にすること。当面、国立大学の授業料を引き下げ、私立大学における授業料の減免への支援策を拡充すること。
 - ⑤ 高校授業料の無償化に、所得制限を導入せず、完全無償化に拡充すること。また、私立高校の実質無償化を実現すること。
- (10) 30人以下学級実現のため、国の法的・財政的措置を講ずること。学校の改築・修繕など施設整備費の増額を行い、地元業者に発注すること。
- (11) 保護者や住民の合意がなく、地域のコミュニティの破壊にもつながる学校の統廃合は行わないこと。
- (12) 学校給食は直営とし、安全で豊かな学校給食を実現するために、次の施策を実施すること
 - ① 学校給食調理員を、学校教育、食育を担う教職員として位置付けること。
 - ② 国は、すべての中学校において学校給食が実施されるように支援すること。
 - ③ 学校給食の食材に地元産の農作物等を活用すること。米飯給食を促進すること。
 - ④ 国は、地方自治体の責任放棄につながり、給食の安全を脅かす学校給食の民間委託は行わないようにするとともに、直営で実施できるように財政措置を行うこと。学校給食に係る地方交付税は自治体直営の経費で算定し、トップランナー方式をやめること。
 - ⑤ 学校給食の民間委託は、教育委員会や栄養士から調理員に対して学校給食法の衛生管理基準等や献立に基づく指示ができず、指示をすれば受託業者の業務遂行の独立性が失われて違法な偽装請負になることから、民間委託を行わないようにすること。「学校給食業務の運営の合理化」通知（1985年）を廃止し、学校給食の「センター化」「民営化」や給食調理員等のパート化を止め、直営・自校調理方式とするようにすること。

- ⑥ すべての学校に栄養教諭を配置し、豊かな学校給食と「食教育」の確立を図ること。また、給食調理員の配置基準を改善すること。
- ⑦ 食物アレルギーによる事故を防止するために、教育委員会、学校長、教職員、栄養士、調理員などで安全を確保する体制を確立すること。
- ⑧ O157 など食中毒を防止するため、厨房のドライ化や冷凍庫の設置など給食施設及び設備の改善を図るために財政援助を拡充すること。
- ⑨ 安全な国産米を学校給食用に確保するとともに、危険な輸入農産物や遺伝子組換え食品を使用せず、地産地消の給食を実施することができるよう、関係省庁と連携して財政援助を拡充すること。
- ⑩ 学校給食に使う食材の放射性物質汚染について、安全基準を確立すること。食材について国の責任で全品検査を行い、結果を公表すること。すべての学校給食調理施設に放射能検査機器を整備し、その費用は国が負担すること。
- ⑪ 学校の防災・災害対応の体制を充実し、学校給食調理施設を災害時における避難者への炊き出しなどに活用できるようにすること。災害時にも調理室を使用できるように施設を改善すること。災害時には、学校給食調理員が専門性をいかし、職務として被災者への支援を行うように位置付けること。
- ⑫ 学校給食の給食費を無償化すること。
- (13) 用務員を子どもたちの安全・安心の確保をはじめ教育環境を整備するために学校運営上必要な正規の教職員として位置付け、次の施策を実施すること。
 - ① 用務員を学校ごとに正規職員で複数配置できるように財政措置をとること。
 - ② 学校の防災・災害対応の体制を充実し、学校施設・設備に最も精通している学校用務員を、避難所を担当する正規の教職員として位置付けること。
 - ③ 用務の民間委託は、学校長からの直接指示ができず、指示をすれば違法な偽装請負となることから、これを行わないこと。
 - ④ 学校用務に係る地方交付税は自治体直営の経費で算定し、トップランナー方式はやめること。
- (14) 用務員や給食調理員の人員を削減し、業務を民間委託に導く行革推進法第 55 条 3 項を削除するよう関係機関に働きかけること。
- (15) すべての学校図書館に専任・専門・正規の学校司書を配置すること。また、図書費の増額及び図書館施設整備費の増額を図ること。
 - ① 学校司書を独自で配置している自治体に対する必要な財源措置を行うこと。
 - ② 学校司書を学校運営上必要な職員として位置付けすること。
 - ③ 学校図書館の資料及び施設の拡充を図るため、施設整備費及び地方交付税等の財源措置を大幅に拡充すること。また、交付税措置が適切に運用されるよう自治体に対し徹底を図ること。
 - ④ 学校図書館は、「学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成すること」を目的として設けられている。その目的を果たし、充実した施策を講じるため、初等中等教育局へ位置付けること。
- (16) 住民の自主的な自治、学習活動等を支援、推進する社会教育を充実させること
 - ① 社会教育施設が教育機関であることを明確にすること。また文科省の組織改編により、地方における社会教育行政の首長部局移管（補助執行を含む）など、教育委員会が社会教育の目的から逸脱することを助長しないよう国として対応すること。
 - ② 公民館等公共施設の貸出にあたり、住民の自主的な活動について、「政治的」であることを理由にした使用不許可・文化表現などへの介入・検閲的行為はやめるよう、通達などだすなど適切な対応をすること。
 - ③ 図書館、博物館、公民館などの社会教育施設、体育館、青年の家、文化会館等への「指定管理者制度」は、業務の継承性、労働者の処遇の悪化など、問題点が大きいことから直営に戻すなど文科省の

姿勢を明らかにすること。また、トップランナー方式の導入をすることなく、既存施設を含めて公的責任に基づいて対応するよう、文科省として対応すること。